

平成22年3月

1 短期給付の掛金率の改定について

平成22年4月から、掛金率が以下のとおり変更となります。

※今回の掛金率の上昇は、育児休業手当金の支給制度の変更（P.4参照）によって、平成22年度中の給付にあてる費用が増えることによるものです。

(単位：千分比)

	現行	平成22年4月以降
給料	1.69375	2.45
期末勤勉手当	1.355	1.96

平成22年4月からの短期掛金額の目安表

毎月の本給	現行掛金 (1.69375/1000)	改定後掛金 (2.45/1000)	掛金の増加額
200,000円	338円	490円	152円
300,000円	508円	735円	227円
400,000円	677円	980円	303円
500,000円	846円	1,225円	379円

※本給が968,000円以上の場合は、968,000円とみなします。

期末勤勉手当	現行掛金 (1.355/1000)	改定後掛金 (1.96/1000)	掛金の増加額
500,000円	677	980	303
1,000,000円	1,355	1,960	605
1,500,000円	2,032	2,940	908
2,000,000円	2,710	3,920	1,210

※期末勤勉手当の年度累計額が5,400,000円以上の場合は、5,400,000円とみなします。

2 ホームページによる共済年金見込額等の情報提供について

1 趣旨

組合員の皆様の共済年金見込額等（以下、「年金情報」という。）については、平成21年7月に「公務員共済年金のお知らせ」として配布させていただいたところです。

地方公務員共済組合では、平成22年度以降につきましては、共済組合の事務処理の効率化を図るとともに、組合員の皆様の利便の向上を図るため、**年金情報をホームページにより提供することとなりました。**

なお、年金情報提供用のホームページについて、共済組合ごとに設置・運営することは非効率であることから、全ての地方公務員共済組合が共同してホームページシステムを設置・運営致します。

2 運営開始日

平成22年4月12日（月）

3 利用対象者

20歳以上の組合員（退職共済年金を決定済みの方は除く。）

※ 退職された後も、退職共済年金を決定するまでの間は御利用いただけます。

※ 退職時に特定の消防職員である場合、支給開始年齢の特例が適用されることがありますが、提供する年金情報では特例を適用しておりませんので予め御了承ください。

4 利用方法

御利用にあたっては、まずユーザーID及びパスワードの取得を申請していただく必要があります。その後、共済組合からユーザーID及びパスワード通知書が届きましたら年金情報を閲覧していただけるようになります。

詳しい利用方法は次のとおりです。

- (1) 年金情報の閲覧を希望される方は、まず、当共済組合ホームページ (<http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000032873.html> 又は「京都市職員共済組合」で検索) にアクセスしてください。

- (2) 運営開始日になりましたら、当共済組合ホームページ上に年金情報提供用のホームページ（「地方公務員共済組合 地共済年金情報Webサイト」）へのリンクボタンを設けますので、そこをクリックしてください。
- (3) 画面の案内に従って進んでいただきますと、「ご利用申込み」画面になりますので、「基礎年金番号」「氏名」「生年月日」等の項目を入力してユーザーID及びパスワードの取得を申請してください。
- (4) (3) で入力していただいた内容と、共済組合に登録されている内容とを、ホームページシステム内で照合します。
- (5) 共済組合は、照合の結果が一致した申請者に対して、所属を經由して、ユーザーID及びパスワード通知書を発行します。
- (6) 組合員の皆様には、再度(1)(2)の順でアクセスしていただき、取得したユーザーID及びパスワードによってログインされますと、年金情報（年金加入記録・年金見込額・年金計算内訳・給料等の記録・掛金納付額）の閲覧が可能となります。

※ (3) で申請していただいてから、(6) で初めて年金情報を閲覧していただけるようになるまでには、概ね1.5ヶ月を要しますが、一度ユーザーIDを取得された方の年金情報については、3ヶ月ごとに更新させていただくことによって、随時新しい情報を閲覧していただけることとしております。

※ 取得されたユーザーID及びパスワードは、退職された場合や基礎年金番号に変更があった場合は失効しますので、再度、ユーザーID及びパスワードの取得を申請していただく必要があります。

5 利用可能時間

6時から24時

6 その他

インターネットを利用できない組合員の皆様が年金情報の閲覧を希望される場合は、共済組合がユーザーID及びパスワードを代理申請させていただき、年金情報を出力したものをお渡し致します。

御希望の方は共済組合まで御連絡をお願いします。

3 育児休業手当金の支給制度が変わります

平成22年4月1日より、育児休業手当金の「定例支給分」と「6月後支給分」が統合されることになりました（地方公務員等共済組合法第70条の2）。



平成22年3月31日までに育児休業を開始された方に対しては、育児休業期間中に「定例支給分」が支給され、職場復帰後(※1)に「6月後支給分」が支給されますが、平成22年4月1日以降に育児休業を開始された方に対しては、全額が育児休業期間中に支給されることになります（支給総額は変わりません）。



(例) 本給23万円のAさんの場合

【給料額】：230,000円 【給料日額】：10,450円 (230,000円÷22日)

【育児休業手当金全体支給日額】：6,531円 (10,450円×0.5×1.25)

【定例支給分】：3,918円 (10,450円×0.3×1.25)

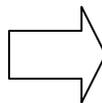
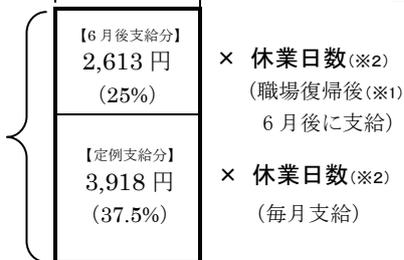
【6月後支給分】：2,613円 (6,531円－3,918円)

平成22年3月31日まで
に育児休業を開始された場合

平成22年4月1日以降
に育児休業を開始された場合

給料日額
(10,450円 100%)

支給日額



支給日額



(※1) 育児休業が終了した日又は当該育児休業に係る子が1歳（省令に該当する場合は1歳6箇月）に達した日のいずれか早い日の後、引き続いて6月以上組合員である場合に6箇月を経過した日の翌月の給料日に支給

(※2) 祝日及び12/29～1/3を含み、土日を除く

京都市職員共済組合

☎604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

☎075-222-3240,3024